

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第94号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第1条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和53年鳥取県規則第55号)は、廃止する。

(鳥取県税条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。 (1)~(13) 略 (14) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)第2条第1項に規定する小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う設備の導入に要する資金に対して財団法人鳥取県産業振興機構(昭和48年7月23日に財団法人中小企業設備貸与公社という名称で設立された法人をいう。)が行う融資			第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。 (1)~(13) 略 (14) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年法律第115号)第2条第1項に規定する小規模企業者等が創業又は経営基盤の強化のために行う設備の導入に要する資金に対して財団法人鳥取県産業振興機構が行う融資		
(自動車税の減免の手続) 第50条の16 略 2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。			(自動車税の減免の手続) 第50条の16 略 2 前項の減免申請書等は、減免の区分に応じ、次の表に定めるところによる。		
減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類	減免の区分	申請書	減免を受けようとする事由を証する書類
(1) 条例第137条の2第1号に係るもの	第64号様式の14	ア 財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所(昭和41年6月1日に財団法人日本自動車査定協会という名称で設立された法人の鳥取県支所をいう。)が発行する商品中古自動車証明書 イ~エ 略	(1) 条例第137条の2第1号に係るもの	第64号様式の14	ア 財団法人日本自動車査定協会鳥取県支所が発行する商品中古自動車証明書 イ~エ 略

略	略
---	---

(職員の退職手当の支給に関する規則の一部改正)

第3条 職員の退職手当の支給に関する規則(昭和51年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) <u>鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号。第3条の10において「派遣条例」という。)</u>第18条第1項に規定する者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間</p> <p>(自己啓発等休業の期間)</p> <p>第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第9条第5項及び第6項並びに第12条第1項及び第6項又は<u>派遣条例</u>第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第3項若しくは第18条又は<u>派遣条例</u>第18条第3項の規定に該当して退職した場合</p> <p>2 略</p>	<p>(基礎在職期間)</p> <p>第3条の2 条例第5条の2第2項第19号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>(10) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年鳥取県条例第3号)</u>第18条第1項に規定する者の同項に規定する特定法人役職員としての在職期間</p> <p>(自己啓発等休業の期間)</p> <p>第3条の10 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成19年鳥取県条例第89号)第12条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第4項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(条例第9条第5項及び第6項並びに第12条第1項及び第6項又は<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したものでないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>ア~ウ 略</p> <p>エ 条例第12条第4項若しくは第5項、第13条第3項若しくは第18条又は<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>第18条第3項の規定に該当して退職した場合</p> <p>2 略</p>

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第4条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(貸付け及び返還の手続) 第22条 略 2 物品の貸付け(県の依頼に基づくものを除く。)を受けようとする者(市町村その他の公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。)は、保証人を立てなければならない。ただし、自動体外式除細動器を貸し付ける場合は、この限りでない。 3 略	(貸付け及び返還の手続) 第22条 略 2 物品の貸付け(県の依頼に基づくものを除く。)を受けようとする者(市町村その他の公共団体又は民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する法人を除く。)は、保証人を立てなければならない。ただし、自動体外式除細動器を貸し付ける場合は、この限りでない。 3 略

(鳥取県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第5条 鳥取県特定非営利活動促進法施行細則(平成10年鳥取県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(解散の認定の申請等) 第8条 略 2 略 3 <u>法第31条の8</u> の規定による届出は、様式第8号の届出書により行うものとする。	(解散の認定の申請等) 第8条 略 2 略 3 <u>法第40条第1項</u> において準用する民法第77条第2項の規定による届出は、様式第8号の届出書により行うものとする。
(清算終了の届出) 第10条 <u>法第32条の3</u> の規定による届出は、様式第10号の届出書により行うものとする。	(清算終了の届出) 第10条 <u>法第40条第1項</u> において準用する民法第83条の規定による届出は、様式第10号の届出書により行うものとする。
様式第4号(第6条関係) 特定非営利活動法人定款変更認証申請書 職 氏 名 様	様式第4号(第6条関係) 特定非営利活動法人定款変更認証申請書 職 氏 名 様

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名 ⑩
電話番号

記

1～3 略

注 略
添付書類

1～4 略

5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類

(1)及び(2) 略

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録）

様式第8号（第8条関係）

特定非営利活動法人清算人就職届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第31条の8の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名 ⑩

特定非営利活動促進法第25条第3項の規定により、当法人の定款を変更することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

年 月 日

郵便番号
住 所
申請者 名 称
代表者の氏名 ⑩
電話番号

記

1～3 略

注 略
添付書類

1～4 略

5 所轄庁の変更を伴う定款変更の場合には、次の書類

(1)及び(2) 略

(3) 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第14条において準用する民法第51条第1項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第35条第1項の財産目録）

様式第8号（第8条関係）

特定非営利活動法人清算人就職届出書

職 氏 名 様

当法人に新たに清算人が就職したので、特定非営利活動促進法第40条第1項において準用する民法第77条第2項の規定により、届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
届出者 名 称
清算人の氏名 ⑩

電話番号	電話番号
注 略 添付書類 略	注 略 添付書類 略
様式第10号（第10条関係）	様式第10号（第10条関係）
特定非営利活動法人清算結了届出書	特定非営利活動法人清算結了届出書
職 氏 名 様	職 氏 名 様
当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第32条の3の規定により、届け出ます。	当法人の清算が結了したので、特定非営利活動促進法第40条第1項において準用する民法第83条の規定により、届け出ます。
年 月 日	年 月 日
郵便番号 住 所 届出者 名 称 清算人の氏名 ㊟ 電話番号	郵便番号 住 所 届出者 名 称 清算人の氏名 ㊟ 電話番号
注 略 添付書類 略	注 略 添付書類 略

（鳥取県障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第6条 鳥取県障害者自立支援法施行細則（平成18年鳥取県規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
様式第1号（第2条関係）	様式第1号（第2条関係）
略	略
指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定（更新）申請書 指定相談支援事業所	指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定（更新）申請書 指定相談支援事業所
年 月 日	年 月 日
職 氏 名 様	職 氏 名 様
申請者 所在地 （事業者・設置者）名 称 代表者 ㊟	申請者 所在地 （事業者・設置者）名 称 代表者 ㊟

<p>指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設・指定相談支援事業所）の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 3の欄は、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載すること。</p> <p>3～5 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第1号の2（第2条の2関係） 変更指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 (事業者・設置者) 名 称 代表者 ㊞</p> <p>次のとおり指定の変更をしたいので申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注</p> <p>1 1の欄は、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載すること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>添付書類 略</p>	<p>指定障害福祉サービス事業所（指定障害者支援施設・指定相談支援事業所）の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 3の欄は、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載すること。</p> <p>3～5 略</p> <p>添付書類 略</p> <p>様式第1号の2（第2条の2関係） 変更指定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 (事業者・設置者) 名 称 代表者 ㊞</p> <p>次のとおり指定の変更をしたいので申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">略</div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-bottom: 5px;">略</div> <p>注</p> <p>1 1の欄は、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載すること。</p> <p>2及び3 略</p> <p>添付書類 略</p>
--	--

（鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則の一部改正）

第7条 鳥取県児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の指定等に関する規則（平成18年鳥取県規則第78号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 10px; text-align: center;">略</div>	<p>様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 15px; margin-top: 10px; text-align: center;">略</div>

<p style="text-align: center;">知的障害児施設等 指定（更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 （設置者）名 称 代表者 ㊟</p> <p>児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 2の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>一般社団法人</u>、<u>一般財団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載すること。</p> <p>3及び4 略</p> <p>添付書類 略 （別紙） 略</p>	<p style="text-align: center;">知的障害児施設等 指定（更新）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>職 氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 所在地 （設置者）名 称 代表者 ㊟</p> <p>児童福祉法に規定する知的障害児施設等の指定（指定の更新）を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>注</p> <p>1 略</p> <p>2 2の欄は、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、<u>社団法人</u>、<u>財団法人</u>、株式会社、有限会社等の別を記載すること。</p> <p>3及び4 略</p> <p>添付書類 略 （別紙） 略</p>
---	---

（鳥取県消費生活協同組合法施行細則の一部改正）

第8条 鳥取県消費生活協同組合法施行細則（昭和23年鳥取県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（諸届）</p> <p>第4条 組合は、次に掲げる場合には、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第5号から第11号までのいずれかに該当するときは、その該当するに至った理由を記載しなければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） <u>破産手続開始の申立てを行い、又は破産手続開始の決定を受けたとき。</u></p> <p>（8）～（11） 略</p>	<p>（諸届）</p> <p>第4条 組合は、次に掲げる場合には、遅滞なく知事に届け出なければならない。この場合において、第5号から第11号までのいずれかに該当するときは、その該当するに至った理由を記載しなければならない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） <u>民法第70条の規定により破産手続開始の申立てを行い</u>又は破産手続開始の決定を受けたとき。</p> <p>（8）～（11） 略</p>

（鳥取県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第9条 鳥取県立自然公園条例施行規則（平成6年鳥取県規則第69号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第22号（第27条関係） 公園管理団体指定申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県立自然公園条例第17条の8第1項の規定による指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 主たる事務所の所在地 申請者 名称 代表者の氏名 ④ 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類 1 定款の写し 2～11 略</p>	<p>様式第22号（第27条関係） 公園管理団体指定申請書</p> <p>職 氏 名 様</p> <p>鳥取県立自然公園条例第17条の8第1項の規定による指定を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便番号 主たる事務所の所在地 申請者 名称 代表者の氏名 ④ 電話番号</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;">略</div> <p>添付書類 1 定款又は寄附行為の写し 2～11 略</p>

（鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第10条 鳥取県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年鳥取県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第11条関係） 1～3 略 4 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ～チ 略 リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は<u>一般社団法人若しくは一般財団法人</u>で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に通知したものに限る。）</p>	<p>別表（第11条関係） 1～3 略 4 政令第2条各号に掲げる行為のうち、次に掲げる行為 イ～チ 略 リ 国若しくは地方公共団体の試験研究機関若しくは大学又は<u>民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人</u>で学術の研究を目的とするものが試験研究又は学術研究として行う行為（あらかじめ知事に通知したものに限る。）</p>

ヌ～ワ 略	ヌ～ワ 略
-------	-------

(鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則の一部改正)

第11条 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表(第3条関係)		別表(第3条関係)	
名 称	内 容	名 称	内 容
略		略	
15 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社(政令第2条第2項第1号の特定会社をいう。以下同じ。)、 <u>一般社団法人等</u> (同号の <u>一般社団法人等</u> をいう。以下同じ。)、商工会等(同号の商工会等をいう。以下同じ。)又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業	15 地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った特定会社(政令第2条第2項第1号の特定会社をいう。以下同じ。)、 <u>公益法人</u> (同号の <u>公益法人</u> をいう。以下同じ。)、商工会等(同号の商工会等をいう。以下同じ。)又は市町村が中小企業者の経営環境の変化に対応するため又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業
16 商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、 <u>一般社団法人等</u> 又は商工会等が中小企業者の経営環境の変化に対応するため、又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業	16 商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等支援事業を行った特定会社、 <u>公益法人</u> 又は商工会等が中小企業者の経営環境の変化に対応するため、又は既存施設の陳腐化若しくは老朽化等を解消するために施設を再整備する事業

(鳥取県森林組合法施行細則の一部改正)

第12条 鳥取県森林組合法施行細則(平成20年鳥取県規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に

対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
略			略		
7 生産森林組合の組合員その他の利害関係人	<u>法第98条の6の規定</u> による <u>一時理事の選任の請求</u>	ア 一時理事選任請求書 イ 略	7 生産森林組合の組合員その他の利害関係人	<u>法第100条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の規定</u> による <u>仮理事の選任の請求</u>	ア 仮理事選任請求書 イ 略
8 生産森林組合の清算人	<u>法第99条の10の規定</u> による <u>清算終了の届出</u>	略	8 生産森林組合の清算人	<u>法第100条第4項において準用する民法第83条の規定</u> による <u>清算終了の届出</u>	略

（鳥取県水産業協同組合法施行細則の一部改正）

第13条 鳥取県水産業協同組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
略			略		
10 漁業生産組合の清算人	<u>法第85条の10の規定</u> による <u>清算終了の届出</u>	略	10 漁業生産組合の清算人	<u>法第86条第4項において準用する民法（明治29年法律第89号）第83条の規定</u> による <u>清算終了の届出</u>	略

（鳥取県農業協同組合法施行細則の一部改正）

第14条 鳥取県農業協同組合法施行細則（平成20年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
申請等を行う者	申請等の区分	提出書類	申請等を行う者	申請等の区分	提出書類
略			略		

7 農事組合法 人の組合員そ の他利害関係 人	<u>法第72条の12の6の</u> 規定による一時理事 の選任の請求	ア 一時 理事選 任請求 書 イ 略	7 農事組合法 人の組合員そ の他利害関係 人	<u>法第73条第2項にお</u> いて準用する民法 (明治29年法律第89 号)第56条の規定に よる <u>仮理事</u> の選任の 請求	ア 仮理 事選任 請求書 イ 略
8 農事組合法 人の清算人	<u>法第72条の18の10の</u> 規定による清算結了 の届出	略	8 農事組合法 人の清算人	<u>法第73条第4項にお</u> いて準用する民法第 83条の規定による清 算結了の届出	略
略			略		

(鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正)

第15条 鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則(平成17年鳥取県規則第93号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額後の額	根拠条例	減免対象行為	減免の別	減額後の額
略				略			
3 道路 占用条 例	略 (8) <u>一般社団法人</u> 若し くは一般財団法人又は 山間へき地における地 元視聴者で組織する団 体等(以下「 <u>一般社団 法人等</u> 」という。)が 設置する有線テレビジ ョンに係る電柱及びそ の支柱並びに架空道路 横断電線及び各戸引込 電線のための占用	略	略	3 道路 占用条 例	略 (8) <u>公益法人</u> (民法 (明治29年法律第89 号)第34条の許可を受 けて設立した法人をい う。)又は山間へき地 における地元視聴者で 組織する団体等(以下 「 <u>公益法人等</u> 」とい う。)が設置する有線 テレビジョンに係る電 柱及びその支柱並びに 架空道路横断電線及び 各戸引込電線のための 占用	略	略
	略				略		
	(17) <u>一般社団法人等</u> が 設置する有線テレビジ ョンに係る架空道路縦 断電線のための占用				(17) <u>公益法人等</u> が設置 する有線テレビジョン に係る架空道路縦断電 線のための占用		
	略				略		

略	略
---	---

(鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の一部改正)

第16条 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成19年鳥取県規則第76号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第5(第16条関係)			別表第5(第16条関係)		
区分	設計金額	条件	区分	設計金額	条件
略			略		
測量等業務	略	次に掲げる条件のすべてに該当すること。 (1)及び(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者(社団法人建設コンサルタンツ協会(昭和38年3月4日に <u>社団法人建設コンサルタンツ協会という名称で設立された法人をいう。</u>)の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験(技術部門を土木工事の測量等業務に係るものとするものに限る。)に合格し、その登録を受けている者をいう。)を5名以上常に備えていること。	測量等業務	略	次に掲げる条件のすべてに該当すること。 (1)及び(2) 略 (3) 県内の営業所に技術士又はRCCM資格保有者(社団法人建設コンサルタンツ協会の行うシビルコンサルティングマネージャの資格試験(技術部門を土木工事の測量等業務に係るものとするものに限る。)に合格し、その登録を受けている者をいう。)を5名以上常に備えていること。

(鳥取県採石条例施行規則の一部改正)

第17条 鳥取県採石条例施行規則(平成16年鳥取県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
(跡地防災保証) 第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証(以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる	(跡地防災保証) 第5条 条例第6条第1項第4号の規則で定める保証(以下「跡地防災保証」という。)は、次に掲げる

<p>機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1) 社団法人鳥取県採石協会（昭和49年3月20日に社団法人鳥取県採石協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する県土整備部長又は鳥取県総合事務所設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）第3条に規定する総合事務所長。以下同じ。）が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1) 社団法人鳥取県採石協会</p> <p>(2) 略</p> <p>2～4 略</p>
--	--

（鳥取県砂利採取条例施行規則の一部改正）

第18条 鳥取県砂利採取条例施行規則（平成16年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>（埋戻し保証）</p> <p>第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証（以下「埋戻し保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 財団法人鳥取県建設技術センター（昭和57年4月1日に財団法人鳥取県建設技術センターという名称で設立された法人をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（埋戻し保証）</p> <p>第5条 条例第6条第2号の規則で定める保証（以下「埋戻し保証」という。）は、次に掲げる機関（債務超過になっていること、破産手続開始の決定を受けたこと等により、当該保証を行う機関として適当でないと知事が認めるものを除く。）が行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 財団法人鳥取県建設技術センター</p> <p>(3) 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。